

平成21年度福島町議会定例会3月会議の提出案件は、議案27件及び同意1件の計28件です。

議案につきましては、一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の平成22年度予算案を中心に、その執行に伴う条例措置などの関連案件と、平成21年度の補正予算となっております。

平成22年度の町政を執行するにあたり、ここに基本方針を述べるものがあります。

平成22年3月11日

福島町長 村 田 駿

平成22年度町政執行方針

平成21年度福島町議会定例会3月会議にあたり、町政執行に関する所信と基本方針を申し述べます。

私は、町長に就任してからこれまで、「みんなに見える・みんなの参加による町民が主人公の町づくり」を基本理念に、皆さま方のご理解とご協力を賜りながら、町政の執行に当たらせていただいております。このことにつきまして、心から感謝とお礼を申し上げます。

国においては、地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」を早期に確立する観点から「地域主権」に資する施策を検討し、実施するとともに、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた施策を実施するため、昨年11月17日の閣議決定に基づき内閣府に「地域主権戦略会議」が設置され議論が続けられております。

また、今年1月には、「地域主権」の確立を目指した地方自治法の抜本的な見直しの案を取りまとめるため、総務省政務三役、自治体首長、地方議会議長、学識経験者らで構成する「地方行財政検討会議」を立ち上げ、検討項目として「自治体基本構造のあり方」・「住民参加のあり方」・「財務会計制度・財政運営の見直し」・「自治体の自由度の拡大（規制緩和）」の4項目での論点を取りまとめ、来年の通常国会に提出する法改正案に反映させる方針としています。

このようなことから、昨年4月にスタートした「福島町まちづくり基本条例」制定の目的とした町民・議会・行政の役割と責任を明確にし、情報共有での町民の参画と協働の位置づけが、益々重要となります。

これからの行財政運営においては、政権交代により一部方向性が見えない部分もありますが、「まちづくり基本条例」を念頭に町民一人ひとりが夢と希望をもって暮らせる町づくりを目指し、町政を担う町長として、山積する課題に取り組んでまいります。

以下、具体的な諸施策等について基本方針を申し上げます。

《財政の動向・自主財源の確保》

1 財政の動向について

国における予算編成の基本方針は、「貴重な国民の税金をどのように用いるか」であり、現在の国民のみならず未来の国民に対して責任を持ち、その必要な政策を実行するために「コンクリートから人へ」「新しい公共」「未来への責任」「地域主権」「経済成長と財政規律の両立」の5項目を基本理念としながら、何よりも人の命を大切にし、国民の生活を守る観点から、子育て、雇用、環境、科学・技術に重点を置いた編成としております。

地方財政計画においては、「地域のことは地域で決める」を基本に、地域主権の確立に向けた制度改革に取り組むとともに、地域が必要なサービスを確実に提供できるよう地方財政の所要の財源を確保しながら、地域経済を支え、地域の活力を回復させていくこととしております。

この方針に沿って、地方交付税にあつては、対前年度比1.1兆円が増額され、地方が自由に使える財源を増やして地方がニーズに適切に答えられるよう地方の自主財源の充実、強化を図ることとしております。

また、計画では特別枠として「地域活性化・雇用等臨時特例費」が創設されますが、これに伴い、これまでの「地域雇用創出推進費」は廃止されることとなりました。

このことから地方交付税においては増額が期待されるようですが、一方では、長引く経済不況から都市部を中心に大幅な法人税等の税収の落ち込みが想定され、これまで不交付団体だった自治体が交付団体に移行する懸念もあることから、当町における予算編成にあつては、前年度の交付実績額等を勘案しながら計上することといたしました。

また、予算編成の基本方針は、本年度からスタートします「第4次総合開発計画後期実施計画」を基軸にし、自立プランに代わる新たな「福島町まちづくり行財政推進プラン」と整合性を図りながら、財政健全化判断比率の改善を念頭に編成いたしました。

一般会計予算は、総体的には概ねまちづくり行財政推進プランに沿った規模となっておりますが、予算総額は、30億1,462万1千円で前年度に対比しますと2億1,350万5千円(6.6%)の減額となっております。

減額の要因は、丸山団地町営住宅建設事業の縮小や火葬場建設事業等が完了したこと、また、国の緊急経済対策の事業として平成21年度中に開発計画後期実施計画掲載事業を前倒して実施したことによるものであります。

なお、歳入予算全体額の 58.9%を占める地方交付税は、17 億 7,420 万円と前年度対比 4,986 万 8 千円 (2.9%)増としましたが、町税については、前浜漁業等の不振から前年対比 10,185 千円 (2.5%)減の 4 億 291 万 9 千円を計上しました。

また、臨時財政対策債については、前年度の実績額を勘案して 7,704 万 8 千円 (65.2%)増の 1 億 9,515 万 4 千円を計上し、なおも財源不足が生じますので、補てん財源として財政調整基金から 5,000 万円を繰り入れることとしております。

なお、今後の事業として町道みどり町線整備事業や除排雪対策等の補正を予定しておりますので、その財源として地方交付税の一部を留保して対応することといたします。

2 税源の確保と収納率向上について

町税については、前浜におけるコンブ漁等の不振によって、大幅な所得の落ち込みが想定されます。さらに長引く経済不況の影響を受けて法人等における新たな設備投資や家屋の新增築においても減少傾向が続いており、増収は見込めない状況にあります。

しかし、町税は貴重な自主財源でありますので、税の公平性からも適正かつ正確な税務事務を推進することが肝要であります。

特に徴収事務にあたっては、年々増加傾向にある滞納額の圧縮に力を注ぐことが重要であり、そのための方策として自主納税の喚起と口座振替制度等を推進するとともに、2年前から実施しております全職員による徴収体制を継続しながら、収納率の向上を図ってまいります。

また、徴収事務を委託しております渡島・檜山地方税滞納整理機構とも連携しながら、滞納額の圧縮に努めてまいります。

《総合的な施策の推進》

1 まちづくり基本条例について

「まちづくり基本条例」は、町民との協働による町づくりを進めるため、町民検討委員会の提言を受けて議会への提案がなされ、平成 21 年 4 月に施行し、町民の権利と責務、そして議会と行政の役割と責務を明確にし、町民

自らが町づくりに参画し協働することによって、住民自治の実現を図っていくことを目的として掲げたところであります。

まちづくり基本条例第32条に基づく「まちづくり推進会議」が設置されており、平成22年度以降5年間の町のあるべき姿として、健全で持続可能な財政運営を目指すため、各種施策を検証し行政評価を加え、提言及び提案をいただきながら、町づくりを推進してまいります。

2 行政評価について

まちづくり基本条例に基づく行政活動の点検、改善を図るための行政評価について、新たなシステムを導入し、予算策定時点に詳細な説明資料を作成し、決算時にも活用するとともに、事業の目的や役割、費用に対する効果を明確にして、検証効果を効率的かつ効果的に反映させるため、今年度から段階的な導入を進めます。

3 総合開発計画後期実施計画等の策定について

第4次福島町総合開発計画は、前期実施計画が平成21年度で終了することから、施策の体系の全般にわたり見直しを行いました。

後期実施計画については、前期計画を踏襲しながら今後とも安定的で持続可能な財政運営に努めるとともに、各事業の実施においては、社会経済情勢や財政状況等を踏まえて効率的・効果的な事業推進を図りながら、当町が直面する諸課題の改善に向けて取り組むものであります。

また、基本計画については、議会からも提言がなされたことから、見直しを図り、昨年10月に福島町総合開発審議会の答申を受けて議会へ提案し、議会における審査特別委員会において審議されましたが、取り下げをして再度提案で、4月1日の施行を目指しているところであります。

4 福島町まちづくり行財政推進プランについて

「福島町まちづくり行財政推進プラン」は、「福島町自立プラン」が平成21年度で終了することから、これまで進めてきた自立プランの基本理念である「誇りと信頼で築く町」、「漁業を核に地域の良さをのばす町」、「勇気をもって協働で改革に挑戦」の三つの柱を町づくりの基調として、まちづくり基本条例第32条に基づく「まちづくり推進会議」を設置し、平成22年度以

降5年間の健全で持続可能な財政運営を目指すため、「まちづくり基本条例」に基づく「町政の進展」や「福島町の将来」について、新たな指針として、昨年12月に提言を受けたところであります。

現在、議会へ提案し審査特別委員会において審議されましたが、取り下げをして再度提案で、4月1日の施行を目指しているところであります。

5 過疎地域自立促進特別措置法の一部改正について

平成22年3月で失効する現行過疎法に代わる新たな過疎法制定が全国的に求められております。

新たな過疎法は、現行法の過疎地域に加え、現行法の考え方に即し、平成17年国勢調査の結果に基づき、地域を追加する等、失効期限を6年間延長して改正公布する案で与野党間の合意がなされ、今国会に法案提出される見込みでありますので、法案が設立次第、関係機関と調整を図り、当町の「過疎計画の策定」について議会に示してまいります。

6 ふるさと納税（ふるさと応援基金）について

ふるさと応援基金は、これまで町独自の寄付制度として町内外の多くの方々から寄付をいただいておりますが、平成20年度から始まった国の新たな寄付制度である「ふるさと納税」の受け皿として、さらに当町への寄付が増えるよう昨年度から実施した寄付者へ特産品の贈呈を継続することとしており、北海道福島会や札幌福島会などの機会を捉えて特産品のPRと併せて寄付金への協力を呼びかけてまいります。

また、この寄付金で実施する「ふるさとづくりの事業」については、町民から募集して行なうべく引き続き広報誌での周知をし、町づくり推進会議等から意見をいただきながら事業推進に努めてまいります。

《産業の振興》

1 水産業の振興について

水産業の安定的な生産拡大のため、「福島マリンビジョン計画」を基に、漁

業協同組合を始めとした各関係機関と連携しながら各種対策を講じてまいります。

環境、生態系保全活動事業は昨年に引き続き、「福島町豊かな海づくりの会」に支援するとともに、高齢化が進んでいる現状から後継者対策は大きな課題であり、漁業協同組合及び漁業者と対話を重ね解決に努力してまいります。

マツモ、イトウの養殖試験は引き続き実施するとともに、前浜資源の増大対策として、漁業協同組合より要望があり、根付漁業者の依存度が高くなっておりますナマコ漁については、稚仔の放流事業を積極的に進めてまいります。

本年度の漁港整備は、福島漁港新港地区の東副防波堤の延長整備が予定されており、福島漁港海岸環境整備事業については、駐車場等の整備・センターハウスの建設が予定されております。

また、海岸線の越波対策につきましては、関係機関に強く要望するとともに引き続き各地先船揚場の維持に努めてまいります。

2 水産加工業の振興について

水産加工業は、地域経済を支える重要な基幹産業であり、課題となっております安定したイカ内臓処理や労働力確保対策等の諸課題について、水産加工振興協議会と連携を密にしながら対応に努めてまいります。

3 農業の振興について

昨年のお米の収穫状況につきましては、天候に恵まれず平年を下回り、農業収入に大きな影響を受けたところであり、黒米につきましても、前年を下回る反収となったところではありますが、今年度から本格栽培として5名の水田で約1haを作付する予定となっており、生産収量増加に期待しているところであります。

また、毎年開催されております農村生活工夫展では、黒米料理の試食会と商品開発された商品の販売が行われ大変好評となり、今後、販路の拡大や普及促進に努めるとともに、ブランド化へ向けて関係機関と連携を図ってまいります。

畑作では、三岳地区の生産者団体による休耕水田を利用した野菜、そば及びブルーベリー栽培への取り組みを行い、千軒地区においては、そば生産の

拡大を目指し農地基盤整備の実施等、関係団体と連携を図りながら支援してまいります。

農産物の販売については、日曜朝市のほか、直売所の設置を目指し、地元産の新鮮野菜や、椎茸及び主食用米等を中心に販売拡大に努め農業所得の向上を図ってまいります。

近年、ヒグマ、シカ等による農作物等への食害被害が多くなっている状況にあり、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施し、食害被害の防止を図るため、鳥獣被害防止計画に沿って被害の抑制に努めてまいります。

農業の健全な発展を図るため、土地の自然的条件、土地利用の動向及び将来の見通しを考慮し、農業振興地域整備計画の見直しに着手してまいります。

福島町農業協同組合に対しては、事務体制の基盤強化と農業生産拡大での取り組み強化を目指し、今年度より助成しての農業振興を図ります。

4 林業の振興について

木材産業の景気状況は、長引く不況の影響を受け木材流通は依然として厳しい状況にあります。

町有林につきましては、流通・販売の需要が安定しないことから当面利用間伐事業は見送り通常保育・機能増進保育（除・間伐）を主体に実施します。

民有林につきましては、関係団体と連携し通常の造林事業に加え、新設の森林整備加速化・林業再生事業による森林整備に取り組んでまいります。

また、森林施業の作業効率化を図る上で必要な作業路網の整備が立ち遅れていることから、町有林を含む民有林の作業路網の整備を検討してまいります。

昨年、町有林間伐材活用事業で製作したスギ材の簡易店舗は、新年度より青函トンネル記念館駐車場と千軒地区に配置し、座卓、イスなどの木製品については、既に吉岡温泉、図書室、あづま～るの各公共施設に配置し好評を得ており、今後の各種イベントでの利用はもとより、今後のスギ材等の利活用について各関係団体と連携し普及促進に努めてまいります。

椎茸栽培につきましては、価格の低迷及び後継者不足等により生産量・生産額とも年々減少傾向にあることから、生産者は地場産開発研究会と連携し品質の良い肉厚の椎茸をインターネット販売をすすめるなど、所得の向上を目指しており、町としても原木の供給と販売支援に努めてまいります。

予防治山事業につきましては、日の出地区と岩部地区の落石・雪崩防止対

策工事、吉野から館崎地区にかけては落石防護柵補修工事が継続して行われる計画となっており、吉岡地区から浦和地区にかけては継続して実施要望してまいります。

町単独治山事業につきましては、宮歌地区、月崎地区において排水工の施工を計画しております。

5 商工観光等の振興について

商工業を取り巻く環境は、長引く不況感が強い中、消費者の価値観の多様化、価格競争の激化及び都市部への消費の流出など、町内の商工業者は厳しい状況となっております。

町としてもセーフティーネット保証制度の認定事務をはじめ、中小企業者に対する運転資金・設備資金の借入れに伴う利子及び保証料の補助を継続して行ってまいります。また、創立50周年を迎える福島町商工会と連携し、今後も中小企業の経営安定を図ってまいります。

観光振興については、本年2月3日に「はこだて観光圏整備推進協議会」が設立されたところです。南北海道全18市町と連携しながら、観光客の来訪を促進してまいります。

町内では「殿様街道・千軒そば」を核とした福島町千軒地域活性化実行委員会などの民間団体の活動も知名度が高まり定着化してきております。

今後は各団体等と連携した体験型観光事業の推進に努めるとともに、地域経済の活性化に繋がるよう進めてまいります。

横綱の里づくり事業の中心となる「北海道女だけの相撲大会」は第20回の記念大会として計画を進めており、「千代の富士杯争奪相撲大会」と共に各関係団体の協力により開催いたします。今年度も九重部屋力士の夏合宿を招致し、観光客の誘致活動を展開しながら「横綱の里・ふくしま」のPRに努めてまいります。また、更新時期を迎えている「横綱記念館」の大型映像システムについて、維持管理費を必要最小限に抑える形態の整備計画を引き続き検討してまいります。

青函トンネル記念館につきましては、既存の収蔵物の再点検と展示の充実を図り、観光客誘致を進めてまいります。

雇用については、渡島西部通年雇用促進支援協議会と連携した通年雇用化

の活動を進めるとともに、国の緊急雇用創出推進事業を活用し、雇用の確保に取り組んでまいります。

また、町職業援護相談所の組織強化とハローワークを通じた求人情報の周知啓発に努めるとともに、雇用保険認定取次事務についても、町内受給者の利便を図るため、本年度以降も引き続き実施されるよう関係機関に要望してまいります。

6 産業活性化への支援について

町内産業の育成と地域振興等を目指し、今年度は、東京農業大学生物産業学部（オホーツクキャンパス）と包括的連携の協定により、福島町の地域環境と情勢にあった水産業や農畜産業の振興を図りながら、地場産品に新たな付加価値を高められるよう産学官が連携して、試験研究に取り組みます。

なお、技術取得等派遣研修や、先進地視察及び地場産業製品の普及・消費拡大並びに新製品の開発に繋がるよう、これまでの人材育成事業に基づく産業振興施策の支援に努めてまいります。

《社会福祉の推進》

町民一人ひとりのしあわせを実現するため、地域福祉推進の理念となっている「健康福祉」、「協働福祉」、「安心福祉」を積極的に推進し、住民相互の支え合い、助け合い活動で“きずな”を深め、いくつになっても生きがいをもって、地域と共に暮らせるようなしくみづくりを目指してまいります。

一人暮らしの高齢者等で、家族等のサポートが期待できない方に対して、一人ひとりの尊厳を大切にしながら、新たな見守り等のサービスを提供すると共に、これらを支える人材の確保にも努めてまいります。

また、高齢者や障害者などで災害時にひとりで避難できないような方が、地震や台風などの災害時に被害に遭わないよう、町内会や民生委員などの関係機関と協力し、「福島町災害要援護者避難プラン」による支援体制の確立に努めてまいります。

障害者福祉につきましては、国は障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な制度をつくるとしており、新たな制度ができるまでの当分の間、所得の低い障害者等の利用者負担が軽減されることとなります。

子育て支援を目的にした「福島町次世代育成支援行動計画」が、今年度か

ら後期5か年計画としてスタートします。保護者が仕事をしながら安心して子育てができるよう、また、子どもたちが健やかに育つ支援施策を総合的に進めてまいります。また、国が施行を予定している子ども手当については、国の方針に沿って進めてまいります。

《生活環境の整備》

1 交通体系の整備について

国道228号線は、生活圏が広域化する中で、物流や医療、通勤、通学など最も重要な社会インフラであります。

このことから自然災害等に強い災害防除対策を推進し、道路整備することにより、交通安全対策がさらに進められるとともに、登坂車線の設置などの利便性が向上するよう北海道開発局など関係機関への協力を要請してまいります。

道道岩部渡島福島停車場線は、落石や斜面の崩落を防止するため塩釜から岩部間の災害防除対策や塩釜地区での護岸擁壁の老朽化による亀裂などに対応する二次改良、浦和地区の交通安全対策など道道の整備推進を要望してまいります。

町道の整備については、本年度も引き続き公営住宅線の舗装補修工事を実施するとともに、緊急度を考慮しながら各路線の維持補修に努めてまいります。

また、橋梁につきましても、各橋梁の点検及び維持補修に努めてまいります。

2 住環境の整備について

福島川河川改修事業につきましては、函館開発建設部において吉田橋架替工事に係る仮橋の供用開始と既設橋の撤去工事に着工予定とのことであります。

函館土木現業所においては、河川改修工事に係る用地買収及び物件補償を予定しております。

また、これに関連して町道みどり町線改修工事に係る道路用地の一部を町で購入しなければならないため、今後も各関係機関と協議を重ねながら事業の早期完成に努めてまいります。

なお、急傾斜地崩壊防止対策は、昨年度に引き続き塩釜地区の工事が予定されております。

町営住宅の整備については、丸山団地町営住宅建替事業として、団地内道路の整備と2棟8戸の解体工事を実施いたします。

また、維持補修につきましては、三岳改良住宅1棟の外壁塗装工事を実施するとともに、既存住宅の適切な維持管理に努めてまいります。

3. 地上デジタル放送への対応について

北海道におけるテレビ放送の地上デジタル化は、平成18年度以降、道内主要都市では既に地上デジタル放送が開始されており、当町においても福島（千軒）中継局及び白符中継局のそれぞれを福島町並びにNHK、民放各社で整備し、平成21年12月24日より本放送が開始されました。

本放送の開始に伴い、地上デジタル放送が視聴できない難視聴地域の存在が徐々に判明してきておりますので、難視聴地域解消のための調査と受信可能にするための対策について、平成23年7月のアナログ放送終了までに万全を期してまいります。

今後の施設の効率的な運営を図るため、福島（千軒）中継局の譲渡を受け、福島（千軒）中継局及び白符中継局の適正な維持管理をしてまいります。

また、今年度、地上デジタル放送の普及に係る低所得の高齢者世帯等に放送対応機器の購入助成をしてまいります。

4 健康づくり及び環境衛生対策について

一人ひとりの健康づくりが“まち”の元気に繋がる「元気循環型」のまちづくりを目標とし、いきいき健康ふくしま21を積極的に推進することで、一人ひとりの健康づくりを支援してまいります。

また、すべての町民が“がん”に負けないよう「ふくしま健康横綱応援プロジェクト」を展開し、がんの検診率の向上を図り、早期発見、早期治療を図ってまいります。

女性特有のがんから女性の命を守るため、新たに11歳から14歳の女子

を対象に「子宮頸がんワクチン接種」を実施するとともに、特定の年齢者を対象とした乳がん、子宮がん検診に対する検診費用の助成を引き続き実施してまいります。

生活習慣病の改善を図る一つの要素として、規則正しい食事を摂ることが大切となります。

小学生などの朝食の欠食率が高い傾向にあることから、学校や教育委員会と連携し、子どもたちを対象にした「早寝・早起き・朝ご飯運動」を積極的に推進し、協調性や豊かな人間性を育み、健全で健康的な子どもの育成に努めます。

一般廃棄物については、排出抑制やリサイクルを進め、一部の生ごみは堆肥に活用するなど、循環型社会形成のためにも有用なものを資源として利用する取り組みを進めます。また、粗大ゴミの有料化に関しては、近隣市町の状況を勘案しながら、有料化に向けた検討を進めます。

地球温暖化防止に向けた取り組みについては、福島町地球温暖化対策推進実行計画に基づき、温室効果ガス排出量削減の普及啓発を行うとともに、環境家計簿等の取り組みを進めます。

なお、独立行政法人「新エネルギー・産業総合開発機構（NEDO）」が公募する100%補助事業で策定した「福島町地域省エネルギービジョン」の展開としては、再度、同機構の100%補助事業に公募し、省エネ効果が見込まれる公共施設の重点プロジェクトによる導入事業に係る詳細ビジョンの策定や町民への省エネルギーの推進や普及啓発を進めます。

生活排水処理については、昨年度策定した生活排水処理基本計画に基づき、浄化槽を中心とした処理対策について、平成23年度事業実施に向け、関係機関との調整と住民への周知等を進めてまいります。

5 交通安全・防災対策について

昨年は、当町において2件の交通死亡事故が発生し、平成18年10月18日から続いていた交通死亡事故ゼロが1139日でストップしております。

今後は、交通事故のない安全で快適な交通社会を実現するため、更なる交通安全意識の高揚と交通安全活動の推進を図るため関係機関と協力しながら、町民総ぐるみ運動を展開してまいります。

防災対策については、毎年沿岸部の町内会を対象として、地震による津波災害を想定した避難・炊出し訓練を実施しておりますが、本年度も引き続き関係町内会と協議をしながら、避難訓練を実施してまいります。

なお、高齢者や障害者など、いわゆる「避難弱者」対策については、要援護者避難支援プランの名簿を慎重に活用するなど関係機関や町内会等と連携を図りながら体制整備に努めます。また、ハザードマップや避難所標識の設置などにより日常から、災害時の対応について考えてもらえるよう啓発に努めてまいります。

《友好町村との交流について》

これまでの友好町としての3福島町による交流を踏まえ、昨年10月にあらためて松浦市、木曾町と「友好提携の証」を取交したところであります。

交流のあり方について意見交換を行い、この中で、生徒交流は教育的効果に鑑み継続することを確認しており、今後は特産品の相互販売やその他の分野での交流も互いに検討を進めてまいります。

《情報公開・電子自治体の推進》

1 情報公開等の推進について

情報公開により、町民との情報の共有を進めることは、行政の透明性を高めるとともに町政への参画意識を醸成するなど行政と町民が協働のまちづくりを進めるためにも重要であり、今後も行政の動向や施策の情報等、町民との情報共有を進めてまいります。

《特別会計》

1 老人保健特別会計について

後期高齢者医療制度に移行されたことにより、老人保健制度における医療費等遡及請求に対応するための会計処理となっており、平成23年3月31

日をもって廃止されることとなっております。

2 国民健康保険特別会計について

平成20年度決算において、大幅な黒字を計上することが出来ましたが、景気の低迷により今後も厳しい財政運営が予想されることから、制度維持の根幹である相互扶助を堅持しつつ、誰もが安心して医療が受けられるよう、健全な財政運営に努めてまいります。

特定健康診査については、制度がスタートして3年目になりますが、目標数値の35%の達成に向けて、受診率の向上を図ってまいります。

国民健康保険税については、長期にわたる滞納者には厳しい対応を講じるとともに、納税相談や口座振替を積極的に推進するなどの施策を講ずることによって、収納率の向上に努めてまいります。

また、平成23年度の税率改正に向けて、平成21年度決算を踏まえ、作業チームによる検討を進めてまいります。

3 介護保険特別会計について

国と同様に、当町においても介護給付費が増加傾向にありますが、当町の介護保険料は全道的にも低いランクにあり、現行の料金体系を維持するため、介護予防の徹底と公正で適切な介護サービスの提供に努めてまいります。

また、高齢者が地域でいきいきと暮らすことが出来るよう、地域支援事業として各地区において「ふれあい教室」などを開催し、高齢者の「自立した生活」を支援してまいります。

4 後期高齢者医療特別会計について

後期高齢者医療制度は、政権交代により国において新制度のあり方が検討されておりますが、新制度へ移行するまで現制度を継続することとなり、保険料の均等割額においても従来の軽減措置が引き続き継続することとしております。

当町におきましても広域連合の安定的な運営に資するため、滞納が生じないよう現年保険料の徴収率アップに努めるとともに、広報活動を通じて制度の普及啓発に努めてまいります。

5 水道事業会計について

町民の日常生活に必要な水道水を安全確実に供給するための適切な維持管理を行うとともに、水道管路の整備を計画的に進めながら経営の健全化に努めてまいります。

本年度の建設改良事業は、老朽管更新事業として平成20年度より実施している日向地区石綿セメント管取替工事の最終区間工事を実施するとともに、北海道の補償金事業として、吉田橋架替に伴い支障となる水道配水管を新たに福島大橋に架設する工事を実施いたします。

また、地域活性化・きめこまかな臨時交付金事業で実施する町道白符小学校線外道路整備工事に併せた既設老朽管の取替工事を実施するほか、例年実施しているメーター器の取替工事も実施してまいります。

中央監視装置の更新については、北海道で予定している塩釜地区道路改良事業等の動向を踏まえながら、企業会計の経営状況も考慮して、実施時期等を検討してまいりたいと考えております。

各会計の歳入歳出予算額は、

一 般 会 計	30億1,462万1千円	
老人保健特別会計	206万0千円	
国民健康保険特別会計	9億751万0千円	
介護保険特別会計	4億5,430万9千円	
(保険事業勘定4億5,129万0千円、サービス事業勘定301万9千円)		
後期高齢者医療特別会計	6,236万8千円	
水道事業会計	1億6,144万7千円	
計	46億231万5千円	となります。

以上をもって町政執行に関する所信を含め、基本方針の説明といたします。

なお、詳細につきましては、今後の審議において明らかにしてまいります。

平成22年度教育行政執行方針

平成21年度福島町議会定例会3月会議の開会にあたり、福島町教育行政の執行に関わる主要な方針について申し上げます。

近年、わが国では次々と大きな教育改革が進むことに加え、昨年の政権交代に伴う補助金等を始めとした事業仕分けなどによって、一段と変化の激しい時代を迎えています。このような時代であるからこそ、その変化を能動的に受け止め、ともに支え合い、創造性あふれる心豊かな精神を育みながら成長していくことのできる環境づくりが、さらに重要となっております。

そうした中、学校教育においては基礎・基本に裏付けられた「確かな学力」の定着を図るため、町民憲章の理念と福島町教育目標を基本に、学習意欲や学習習慣の定着など「見えない学力」の育成も含めて、学校、家庭、地域の連携をさらに深めながら教育活動を推進してまいります。

また、生涯学習分野におきましても、今年度が初年度となる「第五次福島町社会教育中期計画」を施策の指針として、より多くの町民の皆様の参加をいただきながら文化・スポーツ活動等に取り組むとともに、そうした展開を通じた人づくり・地域づくりに努めてまいります。

なお3年目を迎えることとなる教育委員会事務の管理執行に係る点検・評価につきましては、本年度より、町全体の行政評価に合わせて様式等を統一することとなりますが、これまでの実施状況を踏まえて早期に外部評価対応を行い、その点検・評価の結果を十分に活用しながら、今後も、所管事務等の見直し改善を進めてまいります。

《学校教育の推進》

学校は、子供たちが学ぶ意欲を高め、心豊かにたくましく「生きる力」を育んでいくための極めて重要な場であり、一人ひとりが生きる力を身につけ、健やかな成長と未来に向かって確かな目標を持つことができるよう、学校、家庭、地域そして行政がより一層連携を深めていくことが必要であります。

そうした中、小学校においては平成23年度、また中学校においては平成24年度から新学習指導要領が完全実施となり、授業時数の増加も含めて、現在はその移行措置期間となっておりますが、新学習指導要領においても継

承されている知育・徳育・体育・食育のバランスある「生きる力」を大切に
した教育の展開に向けて、保護者や学校評議員を含む地域の方々のご協力を
いただきながら推進をしてまいります。

「生きる力」の大きな要素の一つである「確かな学力」を育む教育の充実
につきましては、これまでに実施されてきております「全国学力・学習状況
調査」の結果を踏まえ、各学校において子供たちの学力や学習状況を的確に
把握・分析をしながら、学習指導方法の改善等を含む課題解決に向けた対応
を進めてきているところであります。

本年度実施される調査は、国における事業仕分けにより、全国一斉規模で
はなく抽出方式となり、当町の各学校は抽出対象外となっておりますが、調
査結果を活用して学力向上に向けた対策を図るためにも、町として当該調査
に参加をすることといたします。

また、学習意欲の向上を図るためには、家庭における日常生活の中での規
則正しい生活習慣や家庭学習の習慣化が大きな要因とされていることから、引
き続き、学校を通して各家庭への周知啓発を進めてまいります。

さらに、学校・家庭・地域並びに関係機関等との連携を密にしながら、い
じめや非行及び事件・事故等の未然防止にも万全を期してまいります。

1 学校等の再編及び学校教育の推進について

吉岡幼稚園につきましては、保護者から要望の強い福島保育所への「認定
子ども園」などの受け皿確保の条件が整うまでの間は、当面、存続をしてい
くこととしているところであります。

そうした中、国においては政権交代後、保育所と幼稚園の機能を統合する
「幼保一体化」の法制化に向けた検討が進められることとされており、今後
は、こうした国の動きも十分に注視をしながら、保護者等との協議を進めて
まいります。

吉岡中学校につきましては、本年4月より福島中学校と統合いたしますが、
通学輸送等に万全を期することはもちろんのこと、生徒が統合後の学校生活
を健やかに過ごすことが出来るよう、学校や保護者との連携を図りながらの
対応に努めてまいります。

また、統合後の施設の効率的な活用を図るため、耐震度を含めて老朽化が
進む吉岡小学校を空き施設となる吉岡中学校々舎へ移転を行うこととしてお
ります。そのため、吉岡中学校々舎の小中学校仕様に向けた改修工事を新年度
早々に実施するとともに、吉岡幼稚園舎についても、電気及び水道設備に係

る小学校施設との分離工事等を実施することといたします。

生徒の学力向上に向けては、町内学力向上委員会の「全国学力・学習状況調査」の結果分析では、中学校「数学」における知識・応用面ともに強化対応が必要とされており、各学校においても学習指導方法の改善等に努めているところであります。こうした状況を踏まえ、町として、中学校統合後に町内1校体制となる福島中学校に臨時教諭を1名配置したうえで、TT（チームティ칭グ）を用いた授業指導体制の強化によって生徒の学力向上対策を図るべく、関係予算を本議会へ提案しております。

2 情報通信・英語教育の推進について

ICT時代にふさわしい人材の育成を目指して、子ども達の創造性と情報化時代に対応した情報教育の推進を図るため、昨年度は、国の教育環境整備事業スクール・ニューディール構想等に基づき、町内各学校の教育用コンピュータ・校内LAN工事やデジタル放送対応機器などの整備を図ることが出来ましたが、今後は、整備された各機器を十分に活用しながら、教育の実践に努めてまいります。

また、子供たちが国際化の進展に対応した基礎的なコミュニケーション能力を身に付けるとともに、積極的な態度を育成することが出来るよう、引き続き英語指導助手（AET）を各学校に派遣するとともに、AETと町民との触れ合う機会についても拡充を図ってまいります。

3 友好市町との学習交流について

長崎県松浦市（旧福島町）、長野県木曾町（旧木曾福島町）との交流活動につきましては、昨年度新たに締結された親善友好提携を受けて、引き続き、友好市町との生徒学習交流が実施されることとなりました。

今後も子供たちが交流を通して異なる気候風土や文化を体験することに加え、交流の輪をさらに広げることが出来るよう、関係市町と十分な連携を図りながら事業を展開してまいります。

4 各種奨学資金の活用について

昨今の経済不況を含む経済的な理由により、高校・短大・大学等の進学が困難な方に対する各種奨学資金の制度の啓発につきましては、すでに学校や

町広報等を通して周知に努めているところですが、当町独自の「花田俊勝奨学金基金」や「小笠原実奨学金基金」についても積極的な活用がなされるよう、引き続き、周知啓発を含めた対応を図ってまいります。

5 高等学校の存続について

道立福島商業高等学校は、平成20年度から地域キャンパス校として、センター校である函館商業高等学校と連携しながら、各種の資格取得や体験学習など、魅力のある教育実践の展開が図られておりますが、少子化の状況の中で、入学者の減少傾向は、今後もより厳しさを増すことが予測されます。

こうしたことから町外からの入学者への募集対策として、高等学校と連携のうえ、昨年度は、募集停止となった木古内高校エリアの木古内中学校において入学説明会を行うなど、町外においても入学募集を呼び掛けてきているところであります。

こうした経過を踏まえ、町としても現在実施している入学奨励・通学定期補助等の内容について、存続検討委員会等とも協議のうえ増額等の対応を図るべく本年度予算を計上したところでありますが、今後とも、町外を含む生徒確保に向けての支援対策に努めながら、高校存続に向けた取り組みを進めてまいります。

6 学校給食の充実について

学校給食につきましては、成長期にある子どもの心身の健全な発達のため、良質で安全な学校給食の提供と衛生管理の徹底を図るとともに、食に関する正しい知識と望ましい食習慣が養われるよう、栄養教諭等と連携のうえ、より安心、安全な給食の提供と食育の充実に努めてまいります。

また、給食費については、近年の牛乳や小麦粉等をはじめとした給食材料の価格高騰によって給食メニューの対応に苦慮する状況が生じたため、保護者等も交えた学校給食センター運営委員会において、一昨年より値上げに向けての検討をしてきたところであります。

しかし、町内の経済情勢も大変厳しい状況にあることから、本年度は、保護者等に対する給食費の負担増を避けるため、給食材料高騰分の値上げ必要額（1人当たり月額200円）については、町において補助支援を図るべく予算計上をしておりますが、今後は、支援策を活用したなかでの地元産食材のさらなる活用対応にも努めてまいります。

学校給食提供の要である給食センターは、建物全体の老朽化が著しく進み、調理場等の衛生管理面においても支障が生じる状況にあることから、本年度は地盤調査や設計業務委託等を実施のうえ、減少傾向にある児童生徒数の推移等も十分に勘案しながら、平成23年度において施設を建設すべく事務を取り進めてまいります。

《生涯学習・社会教育の推進》

1 社会教育中期計画の推進について

時代の変化に応じた町民や行政における社会教育活動の目標や指針を示すものとなる福島町社会教育中期計画は、昨年、策定委員会の議論等を経て、平成22年度から平成26年度までの5箇年にわたる第五次計画を策定したところであります。

計画では、7つの重点が示され、そのどれもが町民の学習を進めるうえで欠かせないものとなっております。

平成22年度の社会教育事業や町民の社会教育諸活動においては、本計画を指針とした計画初年度の各分野における施策の実行に向けて、学校や関係団体、機関等との連携をより一層密にしながら、活動の展開を図ってまいります。

2 社会教育の推進について

少年教育分野においては、保護者と学校、行政が協働して子どもの生活習慣の健全化や子ども対象事業などの展開を図ります。また、子ども会の育成にあたっては、地域内指導者の発掘に努めながら、再編を目指した取り組みを進めてまいります。

青年分野においては、年齢階層的に町内に住む若者が少ない状況にありますが、ボランティアや集いの場を模索して徐々に連携を進めるとともに、成人分野では、町民から学習メニュー等の自主・自発的な提案を求め、魅力ある事業の推進を図ってまいります。

読書活動の推進にあつては、図書の実質を図るとともに学校図書室等との連携を密にして、ボランティアの協力や北海道立図書館の指導をいただきな

がら、読書活動のさらなる推進を図ってまいります。

芸術文化の分野においては、社会教育関係団体が主体となった活動の展開に努めるとともに、それぞれの団体の活動を通して子どもたちの参加による事業の展開などが図られるよう、指導者等との協議・連携に努めてまいります。

文化財につきましては、宮歌村文書や円空仏など町内の有形文化財の公開に努めるとともに、無形民俗文化財である松前神楽の国指定に向けた準備を進めてまいります。また、館崎地区の埋蔵文化財発掘調査につきましては、昨年度に引き続き北海道埋蔵文化財センターによる調査が予定されており、発掘関係事務について協力をしてまいります。

社会体育部門につきましては、前年度に引き続き、健康増進に係る事業等を関連グループと連携しながら推進するとともに、各種大会の実施においては、社会体育関係団体が自主的に大会等を開催できるよう、側面からの協力対応も含めて、体制の構築に努めてまいります。

また、総合体育館等をはじめとした体育施設につきましては、建設後相当の年数が経過している状況にもあることから、施設・設備の安全点検等を行いながら、適切な管理運営を行ってまいります。

以上に基づく各施策の展開にあたりまして、町議会並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、平成22年度教育行政執行方針といたします。